

定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果 — 第 11 回 インターネット・アンケート《委員会設置会社版》 —

社団法人日本監査役協会は、平成 22 年 7 月 28 日から 8 月 24 日にかけて、インターネットを利用し、委員会設置会社 72 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 51 社（うち上場会社 30 社）、回答率 70.8%。

本調査は、当協会が毎年実施しており、①定時株主総会（3 月決算会社の場合、平成 22 年 6 月に開催された定時株主総会）前後の役員構成の変化、②定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査の状況、③監査役（会）の日常監査の状況等について調べるものである。今回は主に具体的な監査活動の実態に関する質問を中心に追加した。

集計結果は以下のとおりである。結果の分析・評価は、企業グループがまとまって委員会設置会社へ移行したケースがあるため、これらグループの子会社群を除く親会社と独立系企業等（以下「独立企業」とする）の状況を中心に行った。

32 社の独立企業総括

I 定時株主総会前後の各社の役員等の構成の変化について

1. 取締役会をめぐる状況

- ・取締役の平均人数は 9.80 人で、うち社外取締役の平均人数は 5.29 人であった（問 2-1）。
- ・社外取締役の構成比は 53.9%であった。また、社外取締役が過半数を占める会社は 53.3%（総会前から 3.3 ポイント、前回調査から 13.3 ポイント増）となり半数を超えた（問 2-1）。
- ・社外取締役の前職としては、比較的独立性が高いと思われる「会社と無関係な会社の役職員」、「公認会計士又は税理士」、「弁護士」、「大学教授」の合計が 62.2%となっているものの、比較的独立性が低いと考えられる「親会社の役職員」、「大株主の役職員」、「取引銀行の役職員」、「取引先の役職員」の合計が 26.8%を占めている（問 2-2）。社外取締役と会社との関係では、「会社と全く無関係」が 43.3%となっている（問 2-3）。
- ・取締役会議長は「CEO（代表執行役）」が過半数（51.6%）を占め、「社内取締役（CEO 除く）」（32.3%）との合計が 83.9%となり、取締役会の運営は社内取締役が司る傾向が続いている（問 3-3）。
- ・執行役の人数は 12.58 人（総会前から 1.03 人減）と減少傾向にあるが、執行役の 4 人に 1 人が取締役を兼務している傾向は続いている（問 2-1）。

2. 3委員会をめぐる状況

- ・指名・報酬・監査の 3委員会全てにおいて社外取締役が委員長を務める比率が最も高い。特に監査委員会では約 7 割（67.7%）の会社で社外取締役が委員長を務めており、社外取締役が中心となり委員会の運営がなされている（問 3-2）。
- ・監査委員会の構成メンバーは約 8 割（79.8%）が「社外」取締役である。また常勤がいる会社の割合は 71.0%（総会前から 3.2 ポイント減）と減少している（問 3-1）。
- ・社外委員の委員会の兼務状況としては、「指名委員会と報酬委員会の兼務者」が最も多く、7 割を超えている（71.0%）（問 3-4）。

- ・監査委員会専属のスタッフを設置している会社は 77.4%であり、その平均人数は 3.17 人であった。また、そのうち 87.5%の会社で監査委員会が人事同意権を有していた(問 5)。
- ・監査委員会の議事原案作成者は、監査委員会事務局が 87.1%と最も多く、監査委員会スタッフが重要な役割を果たしていることがうかがえる(問 4-1)。
- ・内部監査部門については、全ての会社において設置されている(問 6-1)。

II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

1. 事業報告作成をめぐる状況

- ・事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は 68.2%であった。その内訳としては、非常勤社外監査委員が 75.0%を占めた。また、知見者の経歴については、「公認会計士や税理士などの会計の有資格者」が 55.0%と最も多く、次いで「CFO 等、財務部門管掌の経験を有する者」が 20.0%であった(問 7-1、問 7-2)。
- ・「常勤監査委員」について記載している会社が 19.2%であった(問 7-1)。

2. 監査委員会監査報告作成をめぐる状況

- ・監査委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は「2回」が 35.5%、「3回」が 35.5%であり、2回以上審議を行う会社が 7割以上であった(問 9-1)。また、監査委員会監査報告作成に至るまでには「社外監査委員を含めすべての監査委員で調整を行った」会社が 90.3%と大勢を占めた(問 9-2)。

3. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況

- ・内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議を行った」のは 35.5%（前回調査から 7.8ポイント減）であった。「見直しの決議を行っていない」会社は今回 45.2%（前回調査から 11.5ポイント減）と大幅に減少したが、改めて見直し決議を必要とする会社が減少したと思われる。また、今回新たに選択肢「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備（構築・運用）状況に関する報告・検討を行った」を追加したがこれが 19.4%となった(問 8-1)。監査役設置会社では「見直しの決議を行った」会社は 26.9%であり、監査役設置会社に比べて、見直しの決議を行っている会社が多い(「第 11 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 5-1 参照)。

4. 決算短信・有価証券報告書の監査について

- ・決算短信は作成会社の約 9割(88.0%)で決議事項もしくは報告事項として、取締役会に付議されている。一方有価証券報告書については、決議事項もしくは報告事項として、取締役会に付議されているのは 34.7%にとどまった(問 10-2、問 11-2)。
- ・監査の実施率については決算短信が 52.0%であったのに対し、有価証券報告書は 69.6%であった(問 10-3、問 11-3)。

III 監査委員会の日常監査について

1. 取締役会における監査委員の発言状況等

- ・ほぼ全ての会社(96.9%)で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言」していた。また発言の内容としては「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が 93.8%と最も多かった。また監査役設置会社との比較では、「予算・収益計画の進捗を質す観点」が委員会設置会社では 56.3%であったのに対し、監査役設置会社では 40.5%であった。また「経営判断原則の履行の充分性」は委員会設置会社で 53.1%であったのに対し、監査

役設置会社では 60.2%と比率が大きかった(問 13-1、問 13-2、「第 11 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 10-2)。

2. 将来会社に重大な問題に発展するおそれのある個別事象に対する監査委員の対応

・問題が起こった際の対応としては「当該事象に関する情報の収集に努めた」が 46.9%、「関係する取締役から事情を聞いた」が 40.6%あった。他方、「事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった」は 6.3%と少数にとどまり、問題となる事象が発生した際には監査委員は何らかの対応をしていることがうかがえる(問 13-3)。

3. 会計監査人をめぐる状況 (本項では、昨年との比較対象データとして平成 21 年実施「会計監査人の選任議案及び報酬の決定に関する監査役等の関与に関するインターネット・アンケート」を用いた。)

・会計監査人の報酬額同意にあたり、93.8%の会社で担当執行役等から情報提供があった。また会計監査人側から情報提供がなされるのは 56.3%にとどまった(問 14-1、問 14-3)。

・担当執行役等からの「最初」の情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多い(独立 40.0%)。また、監査委員会が担当執行役等からの情報提供を受ける時期についても、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多いが約 3 割であり、監査役の方が監査委員よりも早期に情報提供を受けているようだ(「第 11 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 11-3 参照)。(問 14-2)

・会計監査人からの「最初」の情報提供の時期については、「担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が約 4 割(38.9%)を占め、続いて「担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が約 3 分の 1(33.3%)を占める(問 14-4)。担当執行役等からの「最初」の情報提供の時期に比べると、若干早期ではあるものの、会計監査人からの情報提供の時期についても遅めの受領となっており、監査委員の会計監査人の報酬同意に関するより積極的な関与が望まれる。

・担当執行役等からの情報提供も会計監査人からの情報提供も、監査役の方が監査委員より早めの情報提供を受けている(「第 11 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 11-3、問 11-5 参照)。

・会計監査人の報酬額の取締役会付議状況については、「付議されていない」が 65.6%と最も多かった(問 14-6)。監査役設置会社においても「付議されていない」会社が多い(56.5%)ものの、「報告事項として付議されている」(15.4%)より「決議事項として付議されている」(28.1%)会社が多かった(監査役設置会社版 問 11-7)。

調査概要

対象 委員会設置会社(主に当協会会員) 72 社

方法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答

期間 平成 22 年 7 月 28 日から 8 月 24 日(28 日間)

回答数 有効回答数 51 社(回答率 70.8%)

上場別 (上場 30 社、非上場 21 社)		決算期別	
東証一部上場	27 社	3 月決算	45 社
東証二部上場	1 社	12 月決算	2 社
その他上場	2 社	2 月決算	3 社
非上場	21 社	その他	1 社

特にことわりのない限り、直近に終了した定時株主総会(6月総会会社の方は、平成22年6月に開催した定時株主総会)前後の状況についてご回答いただいた。

I 定時株主総会前後の各社の役員等の構成の変化について

問1 委員会設置会社への移行時期

(カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果)

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して2～8期目を迎える会社	50 (52)	98.0 (94.5)	31 (30)	96.9 (90.9)
2. 直近に終了した株主総会で初めて委員会設置会社へ移行した会社	1 (3)	2.0 (5.5)	1 (3)	3.1 (9.1)
合計	51 (55)		32 (33)	

・「2. 直近に終了した株主総会で初めて委員会設置会社へ移行した会社」は1社あった。

問2 役員等の構成

問2-1 取締役・執行役人数等

(カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果)

		移行前		総会前※		総会后※	
		全体	うち独立企業	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
取締役 人数	総数(人)	4.00 (6.33)	4.00 (6.33)	8.64 (8.63)	9.77 (10.10)	8.70 (8.88)	9.80 (10.27)
	うち社外(人)	0.00 (3.00)	0.00 (3.00)	4.84 (4.75)	5.19 (5.23)	4.90 (4.83)	5.29 (5.20)
	構成比(%)	0.0 (47.4)	0.0 (47.4)	56.0 (55.0)	53.1 (51.8)	56.3 (54.4)	53.9 (50.6)
	社外過半数の会社(社)	0 (2)	0 (2)	26 (25)	15 (13)	27 (24)	16 (12)
	社外過半数の会社の割合(%)	0.0 (66.7)	0.0 (66.7)	52.0 (48.1)	50.0 (43.3)	54.0 (46.2)	53.3 (40.0)
執行役 人数	総数(人)	—	—	11.82 (11.94)	13.61 (14.53)	11.28 (12.37)	12.58 (14.70)
	うち取締役兼務(人)	—	—	2.90 (2.65)	3.23 (3.23)	3.04 (2.88)	3.29 (3.50)
執行役員 人数	総数(人)	13.0 (2.67)	13.0 (2.67)	—	—	—	—
監査役 人数	総数(人)	4.00 (3.00)	4.00 (3.00)	—	—	—	—
	うち社外(人)	2.00 (1.67)	2.00 (1.60)	—	—	—	—
回答社数		1 (3)	1 (3)	50 (52)	30 (30)	50 (52)	30 (30)

※委員会設置会社へ移行して2～8期目を迎える会社のみ集計

- ・取締役総数は全体で8.70人、独立企業で9.80人であった。
- ・社外取締役の人数は、全体4.90人、独立企業5.29人となっており、総会前と比べ全体で約0.06人、独立企業で0.1人と微増している。また取締役会における社外構成比は全体で56.3%、独立企業で53.9%となっている。
- ・社外取締役が過半数を占める会社の割合は、全体で54.0%(総会前から2.0ポイント増、前回調査から7.8ポイント増)、独立企業で51.6%(総会前から3.2ポイント増、前回調査から11.6ポイント増)となり半数を超えた。
- ・執行役の総数は、全体で11.28人、独立企業で12.58人であり、全体で0.54人、独立企業で1.03人減少している。うち取締役兼務者は全体で3.04人、独立企業で3.29人となっている。

問 2-2 「社外」取締役の前職又は現職

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	移行前		総会前※1		総会后※1	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
1. 親会社の役職員	0(1)	0(1)	78(79)	25(17)	77 (72)	24 (16)
2. 大株主の役職員	0(5)	0(5)	1(3)	1(1)	1 (3)	1 (1)
3. 取引銀行の役職員	0(0)	0(0)	4(8)	4(8)	4 (9)	4 (9)
4. 取引先の役職員	0(0)	0(0)	16(14)	14(11)	17 (11)	15 (8)
5. 会社と無関係な会社の役職員	0(0)	0(0)	58(70)	50(56)	59 (78)	52 (60)
6. 公認会計士又は税理士	2(0)	2(0)	16(16)	15(15)	16 (15)	15 (14)
7. 弁護士	2(0)	2(0)	23(27)	20(23)	25 (25)	21 (21)
8. 大学教授	1(0)	1(0)	14(14)	13(13)	16 (14)	14 (13)
9. 官公庁	0(0)	0(0)	4(3)	4(3)	4 (5)	4 (5)
10. その他	0(3)	0(3)	28(13)	15(10)	26 (19)	14 (9)
合計(人)	5 (9)	5(9)	242(247)	161(157)	245 (251)	164 (156)

※1 委員会設置会社法へ移行して 2～8 期目を迎える会社のみ集計

※2 数字は人

- ・全体においては、「1.親会社の役職員」が 77 人(31.4%)と最も多く、続いて「5.会社と無関係な会社の役職員」が 59 人(24.2%)となっている。独立企業においては逆に、「5.会社と無関係な会社の役職員」が 52 人(31.7%)と最も多く、続いて「1.親会社の役職員」が 24 人(14.6%)となっている。
- ・全体では、「1.親会社の役職員」、「2.大株主の役職員」、「3.取引銀行の役職員」、「4.取引先の役職員」と独立性が比較的低いと考えられるものの合計値が 99 人(40.4%)を占めている。他方、「5.会社と無関係な会社の役職員」、「6.公認会計士又は税理士」、「7.弁護士」、「8.大学教授」と独立性が比較的高いと考えられるものの合計は 116 人(47.3%)であった。
- ・一方、独立企業では、選択肢「1」～「4」の合計が 44 人に対し、「5」～「8」の合計が 102 人であり、後者が前者の約 2.5 倍と多数を占めている。より独立性を厳格に捉えた選任がされていると言えよう。

問 2-3 「社外」取締役と会社との関係

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	移行前		総会前※1		総会后※1	
	全体		全体		全体	
		うち独立企業		うち独立企業		うち独立企業
1. CEO・役員の個人的知己・友人	0 (0)	0 (0)	8 (17)	8 (10)	8 (16)	8 (10)
2. CEO・役員の血縁者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3. 会社の資本・取引関係	0 (9)	0 (9)	114 (96)	48 (26)	112 (99)	46 (25)
4. 日本経団連等財界活動	0 (0)	0 (0)	4 (10)	4 (10)	5 (7)	5 (7)
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	11 (10)	12 (13)	12 (12)
6. 日本弁護士連合会等	0 (0)	0 (0)	8 (13)	6 (11)	10 (12)	7 (10)
7. その他諸団体	0 (0)	0 (0)	4 (5)	3 (4)	4 (4)	3 (3)
8. 人材派遣業等の紹介	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
9. 会社と全く無関係	5 (0)	5 (0)	77 (66)	70 (63)	78 (69)	71 (64)
10. その他	0 (0)	0 (0)	15 (28)	11 (23)	15 (30)	12 (25)
合計(人)	5 (9)	5 (9)	242 (247)	161 (157)	245 (251)	164 (156)

※1 委員会設置会社法へ移行して2～8期目を迎える会社のみ集計

※2 数字は人

- ・全体では、「3.会社の資本・取引関係」が112人(45.7%)と最も多いものの、総会前(114人 47.1%)より1.4ポイント減少した。続いて「9.会社と全く無関係」が78人(31.8%)であり、総会前(77人 31.8%)とはほとんど変化はない。
- ・独立企業では、「9.会社と全く無関係」が71人(43.3%)と最も多く、続いて「3.会社の資本・取引関係」が46人(28.0%)となっている。全体と比べて独立企業の方が社外の独立性を重視している傾向が引き続き強まっていることがわかる。

問 3 三委員会の構成等

問 3-1 委員会の委員構成

(1)指名委員会

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	総会前		総会后	
	全体		全体	
		うち独立企業		うち独立企業
総数(人)	3.76 (3.75)	3.77 (4.10)	3.76 (3.79)	3.77 (4.07)
うち社外の平均(人)	2.60 (2.56)	2.71 (2.83)	2.60 (2.62)	2.60 (2.62)
社外の構成比(%)	69.1 (68.2)	71.8 (69.1)	69.1 (69.0)	68.9 (64.3)
うち常勤の平均(人)	1.18 (1.08)	1.13 (1.13)	1.12 (1.06)	1.03 (1.07)
常勤の構成比(%)	31.4 (28.7)	29.9 (27.6)	29.8 (27.9)	27.4 (26.2)
常勤がいる会社数(社)	45 (43)	26 (23)	44 (44)	25 (23)
常勤がいる会社の割合(%)	90.0 (82.7)	83.9 (76.7)	88.0 (84.6)	80.6 (76.7)
回答社数	50 (52)	31 (30)	50 (52)	31 (30)

(2) 報酬委員会

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	総会前		総会後	
	全体		全体	
		うち独立企業		うち独立企業
総数(人)	3.64 (3.69)	3.71 (4.10)	3.54 (3.67)	3.55 (3.93)
うち社外の平均(人)	2.52 (2.56)	2.65 (2.90)	2.44 (2.56)	2.55 (2.80)
社外の構成比(%)	69.2 (69.3)	71.3 (70.7)	68.9 (69.6)	71.8 (71.2)
うち常勤の平均(人)	1.14 (1.02)	1.10 (1.07)	1.10 (1.00)	1.00 (1.00)
常勤の構成比(%)	31.3 (27.6)	29.6 (26.0)	31.1 (27.2)	28.2 (25.4)
常勤がいる会社数(社)	44 (42)	25 (22)	43 (43)	24 (22)
常勤がいる会社の割合(%)	88.0 (80.8)	80.6 (73.3)	86.0 (82.7)	77.4 (73.3)
回答社数	50 (52)	31 (30)	50 (52)	31 (30)

(3) 監査委員会

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	総会前		総会後	
	全体		全体	
		うち独立企業		うち独立企業
総数(人)	3.38 (3.42)	3.55 (3.77)	3.36 (3.46)	3.52 (3.73)
うち社外の平均(人)	2.74 (2.73)	2.81 (2.87)	2.74 (2.79)	2.81 (2.87)
社外の構成比(%)	81.1 (79.8)	79.1 (76.1)	81.5 (80.6)	79.8 (76.8)
うち常勤の平均(人)	0.76 (0.79)	0.94 (1.00)	0.74 (0.81)	0.90 (0.97)
常勤の構成比(%)	22.5 (23.0)	26.4 (26.5)	22.0 (23.3)	25.6 (25.9)
常勤がいる会社数(社)	32 (34)	23 (24)	31 (35)	22 (23)
常勤がいる会社の割合(%)	64.0 (65.4)	74.2 (80.0)	62.0 (67.3)	71.0 (76.7)
回答社数	50 (52)	31 (30)	50 (52)	31 (30)

- ・監査委員会は、社外取締役の構成比が全体 81.5%、独立企業 79.8%と他の 2 委員会と比べて高くなっている
(指名; 全体 69.1%・独立 68.9%、報酬; 全体 68.9%・独立 71.8%)。
- ・監査委員会に常勤がいる会社の割合は、全体 62.0%(総会前比 2.0 ポイント減、昨年比 5.3 ポイント減)、独立企業 71.0%(総会前比 3.2%減、昨年比 5.7 ポイント減)と減少している。第 9 回アンケート実施時(平成 20 年)より常勤者の減少傾向が続いている。

問 3-2-1 「指名」委員会の委員長・議長

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外取締役(会長除く)	25(15)	50.0(28.8)	15(13)	48.4(43.3)
2. 社内取締役(CEO、会長除く)	3(2)	6.0(3.8)	3(2)	9.7(6.7)
3. CEO(代表執行役)	9(23)	18.0(44.2)	6(7)	19.4(23.3)
4. 会長(取締役会議長)	13(11)	26.0(21.2)	7(7)	22.6(23.3)
5. その他	0(1)	0.0(1.9)	0(1)	0.0(3.3)
回答社数	50(52)		31(30)	

問 3-2-2 「報酬」委員会の委員長・議長

カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外取締役(会長除く)	28(17)	56.0(32.7)	18(15)	58.1(50.0)
2. 社内取締役(CEO、会長除く)	1(1)	2.0(1.9)	1(1)	3.2(3.3)
3. CEO(代表執行役)	13(27)	26.0(51.9)	7(9)	22.6(30.0)
4. 会長(取締役会議長)	8(7)	16.0(13.5)	5(5)	16.1(16.7)
5. その他	0(0)	0.0(0.0)	0(0)	0.0(0.0)
回答社数	50(52)		31(30)	

問 3-2-3 「監査」委員会の委員長・議長

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外取締役(会長除く)	32(32)	64.0(61.5)	21(18)	67.7(60.0)
2. 社内取締役(CEO、会長除く)	17(19)	34.0(36.5)	9(11)	29.0(36.7)
3. CEO(代表執行役)	0(0)	0.0(0.0)	0(0)	0.0(0.0)
4. 会長(取締役会議長)	1(1)	2.0(1.9)	1(1)	3.2(3.3)
5. その他	0(0)	0.0(0.0)	0(0)	0.0(0.0)
回答社数	50(52)		31(30)	

- ・どの委員会においても「1.社外取締役(会長除く)」が委員長・議長を務める割合が最も多い(指名;全体 50.0%・独立 48.4%、報酬;全体 56.0%・独立 58.1%、監査;全体 64.0%・独立 67.7%)
- ・特に監査委員会では、「1.社外取締役(会長除く)」が委員長・議長を務める会社が最も多く、6~7 割(全体で 64.0%、独立企業で 67.7%)となっている。また「2.社内取締役(CEO、会長除く)」が委員長を務めている会社が約 3 割あり、指名委員会および報酬委員会の委員長・議長と比較して高い割合を占めている。

問 3-3 取締役会議長

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外取締役	9(9)	18.0(17.3)	5(3)	16.1(10.0)
2. 社内取締役(CEO 除く)	15(17)	30.0(32.7)	10(13)	32.3(43.3)
3. CEO(代表執行役)	26(25)	52.0(48.1)	16(13)	51.6(43.3)
4. その他	0(1)	0.0(1.9)	0(1)	0.0(3.3)
回答社数	50(52)		31(30)	

- ・「3. CEO(代表執行役)」が過半数を占めている(全体:52.0%、独立:51.6%)。
- ・全体的に社内出身者が取締役会の運営を司る傾向にあり、「2. 社内取締役(CEO除く)」(全体:30.0%、独立:32.3%)、「3. CEO(代表執行役)」を合わせると、全体で 82.0%、独立企業で 83.9%と 8 割以上を占めている。

問 3-4-1 委員会の兼務状況 (社外委員)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	総会前				総会后			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
	平均(人)	兼務がある会社(社/%)	平均(人)	兼務がある会社(社/%)	平均(人)	兼務がある会社(社/%)	平均(人)	兼務がある会社(社/%)
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人)	0.88 (1.35)	—	0.87 (1.70)	—	0.82 (1.27)	—	0.77 (1.60)	—
兼務がある会社(社/%)	21 (24)	42.0 (46.2)	12 (15)	38.7 (50.0)	20 (24)	40.0 (46.2)	12 (14)	38.7 (46.7)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.10 (2.92)	—	2.25 (3.40)	—	2.05 (2.75)	—	2.00 (3.43)	—
2. 監査+指名委員会(平均人)	0.58 (0.67)	—	0.71 (0.93)	—	0.58 (0.69)	—	0.68 (1.00)	—
兼務がある会社(社/%)	16 (13)	32.0 (25.0)	13 (11)	41.9 (36.7)	16 (15)	32.0 (28.8)	13 (13)	41.9 (43.3)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.81 (2.69)	—	1.69 (2.55)	—	1.81 (2.40)	—	1.62 (2.31)	—
3. 監査+報酬委員会(平均人)	0.54 (0.77)	—	0.68 (1.17)	—	0.58 (0.65)	—	0.71 (0.97)	—
兼務がある会社(社/%)	15 (18)	30.0 (34.6)	12 (16)	38.7 (53.3)	17 (15)	34.0 (28.8)	14 (13)	45.2 (43.3)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.80 (2.22)	—	1.75 (2.19)	—	1.71 (2.27)	—	1.57 (2.23)	—
4. 指名+報酬委員会(平均人)	1.52 (1.62)	—	1.39 (1.60)	—	1.54 (1.62)	—	1.39 (1.53)	—
兼務がある会社(社/%)	40 (41)	80.0 (78.8)	22 (22)	71.0 (73.3)	41 (42)	82.0 (80.8)	22 (21)	71.0 (70.0)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.90 (2.05)	—	1.95 (2.18)	—	1.88 (2.00)	—	1.95 (2.19)	—
回答社数	50 (52)		31 (30)		50 (52)		31 (30)	

- ・「4. 指名+報酬委員会」の兼務がある会社が、全体で 8 割、独立で 7 割と最も多かった。
- ・「1. 監査+指名+報酬委員会」で兼務がある場合の兼務平均は 2.05 人(総会前から 0.05 人減・昨年より 0.7 人減)である。独立企業では昨年より大幅に減少し、2.00 人(総会前から 0.25 人減 昨年より 1.43 人減)であった。

問 3-4-2 委員会の兼務状況（社内委員）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	総会前				総会后			
	全体		うち独立企業		全体		うち独立企業	
1. 監査+指名+報酬委員会 （平均人）	0.20 (0.27)	—	0.13 (0.30)	—	0.18 (0.27)	—	0.13 (0.30)	—
兼務がある会社(社/%)	4 (8)	8.0 (15.4)	2 (6)	6.5 (20.0)	4 (8)	8.0 (15.4)	2 (5)	6.5 (16.7)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.50 (1.75)	—	2.00 (1.50)	—	2.25 (1.75)	—	2.00 (1.50)	—
2. 監査+指名委員会(平均人)	0.18 (0.23)	—	0.13 (0.23)	—	0.18 (0.21)	—	0.13 (0.20)	—
兼務がある会社(社/%)	4 (7)	8.0 (13.5)	2 (5)	6.5 (16.7)	4 (6)	8.0 (11.5)	2 (4)	6.5 (13.3)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.25 (1.71)	—	2.00 (1.40)	—	2.25 (1.83)	—	2.00 (1.50)	—
3. 監査+報酬委員会(平均人)	0.22 (0.17)	—	0.19 (0.17)	—	0.22 (0.17)	—	0.19 (0.17)	—
兼務がある会社(社/%)	5 (6)	10.0 (11.5)	3 (4)	9.7 (13.3)	5 (6)	10.0 (11.5)	3 (4)	9.7 (13.3)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.20 (1.50)	—	2.00 (1.25)	—	2.20 (1.50)	—	2.00 (1.25)	—
4. 指名+報酬委員会(平均人)	1.00 (1.02)	—	0.81 (0.97)	—	1.00 (0.96)	—	0.77 (0.83)	—
兼務がある会社(社/%)	38 (43)	76.0 (82.7)	19 (22)	61.3 (73.3)	37 (41)	74.0 (78.8)	18 (19)	58.1 (63.3)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.32 (1.23)	—	1.32 (1.32)	—	1.35 (1.22)	—	1.33 (1.32)	—
回答社数	50 (52)		31 (30)		50 (52)		31 (30)	

- ・社内委員の兼務状況としては、社外委員と同様に「4. 指名+報酬委員会」が全体で 74.0%、独立企業で 58.1%と最も多くなっている。
- ・社内委員より社外委員の兼務が目立つ(問 3-4-1 参照)。

問 3-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体			
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 全委員会の全委員について明示していた	22(25)	44.0(48.1)	16(14)	51.6(46.7)
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた	1(0)	2.0(0.0)	1(0)	3.2(0.0)
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた	0(0)	0.0(0.0)	0(0)	0.0(0.0)
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた	0(0)	0.0(0.0)	0(0)	0.0(0.0)
5. 全委員会の全委員について明示していなかった	25(24)	50.0(46.2)	13(13)	41.9(43.3)
6. その他	2(3)	4.0(5.8)	1(3)	3.2(10.0)
回答社数	50(52)		31(30)	

- ・「5.全委員会の全委員について明示していなかった」が全体の半数に達した。
- ・独立企業では、前回に引き続き「1.全委員会の全委員について明示していた」が 51.6%と過半数を占めている。続いて「5.全委員会の全委員について明示していなかった」は 41.9%であった。

問4 委員会の運営状況 (問1で「1.直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して2~8期目を迎えた会社」を選択した会社のみ回答)

問4-1 各委員会における議事の原案作成者 (複数回答可)

(1) 監査委員会

(カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 社内委員	18	(16)	36.0	(30.8)	12	(11)	38.7	(36.7)
2. 社外委員	15	(20)	30.0	(38.5)	4	(8)	12.9	(26.7)
3. 監査委員会事務局	36	(36)	72.0	(69.2)	27	(26)	87.1	(86.7)
4. 執行事務局	1	(4)	2.0	(7.7)	1	(2)	3.2	(6.7)
5. 外部コンサルタント	0	(2)	0.0	(3.8)	0	(0)	0.0	(0.0)
6. その他	9	(8)	18.0	(15.4)	0	(1)	0.0	(3.3)
回答社数	50	(52)			31	(30)		

(2) 指名委員会

(カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 社内委員	31	(28)	60.8	(53.8)	15	(13)	46.9	(43.3)
2. 社外委員	5	(4)	9.8	(7.7)	4	(3)	12.5	(10.0)
3. 監査委員会事務局	1	—	2.0	—	1	—	3.1	—
4. 執行事務局	27	(34)	52.9	(65.4)	21	(22)	65.6	(73.3)
5. 外部コンサルタント	1	(1)	2.0	(1.9)	1	(1)	3.1	(3.3)
6. その他	3	(1)	5.9	(1.9)	2	(1)	6.3	(3.3)
回答社数	50	(52)			31	(30)		

(3) 報酬委員会

(カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社内委員	30 (29)	60.0 (55.8)	14 (13)	45.2 (43.3)
2. 社外委員	4 (3)	8.0 (5.8)	4 (3)	12.9 (10.0)
3. 監査委員会事務局	1 —	2.0 —	1 —	3.2 —
4. 執行事務局	28 (37)	56.0 (71.2)	22 (25)	71.0 (83.3)
5. 外部コンサルタント	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
6. その他	3 (1)	6.0 (1.9)	2 (1)	6.5 (3.3)
回答社数	50 (52)		31 (30)	

- ・監査委員会の議事原案作成者は「3.監査委員会事務局」が全体の72.0%、独立企業では87.1%を占めている。続いて社内委員が36.0%、独立企業では38.7%である。
- ・指名委員会・報酬委員会の議事原案作成者は、全体で「1. 社内委員」の割合が最も多い(指名:62.0%、報酬:60.0%)。だが独立企業においては「4. 執行事務局」が最も多く議事原案作成に大きく寄与している。(指名:67.7%、報酬:71.0%)。
- ・3委員会ともに、議事原案作成者は事務局と社内委員が多数だが、特に監査委員会では事務局が議案作成に大きく寄与している。

問 4-2 委員会間の連携方法 (複数回答可)

(カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役会の場合を通じて	47 (48)	94.0 (92.3)	28 (28)	90.3 (93.3)
2. 委員の兼任によって	40 (38)	80.0 (73.1)	25 (23)	80.6 (76.7)
3. 委員会間の連絡の場を別途設定	1 (0)	2.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
4. 各委員会の出入、陪席を自由とする	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
5. 委員会スタッフを通じた連携	11 (12)	22.0 (23.1)	9 (10)	29.0 (33.3)
6. その他	12 (12)	24.0 (23.1)	2 (2)	6.5 (6.7)
回答社数	50 (52)		31 (30)	

- ・前回と同様に、「1.取締役会の場合を通じて」が多数を占めている(全体 94.0%、独立企業 90.3%)。続いて「2. 委員の兼任によって」が全体 80.0%、独立企業 80.6%となっている。

問5 委員会事務局（問1で「1.直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して2~8期目を迎えた会社」を選択した会社のみ回答）

問5 各委員会の委員会事務局スタッフの人数と、監査委員会の所属事務所スタッフに対する人事同意権等の有無（複数の委員会に共通する事務局スタッフを置いている場合について、当該スタッフが総務部や人事部など他部署のスタッフを兼務しているものがあれば、それらの者を含む）

【全体】

（カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果）

	指名委員会 専属スタッフ		報酬委員会 専属スタッフ		監査委員会 専属スタッフ		三委員会 共通スタッフ		監査・指名 委員会共通		監査・報酬 委員会共通		指名・報酬 委員会共通	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
事務局「ある」(社)	1 (6)	2.0 (11.5)	1 (6)	2.0 (11.5)	33 (36)	66.0 (69.2)	7 (3)	14.0 (5.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	20 (18)	40.0 (34.6)
平均人数 (人)	2.00 (1.33)	—	1.00 (1.50)	—	3.03 (2.97)	—	1.57 (1.33)	—	0.00 (0.00)	—	0.00 (0.00)	—	2.70 (2.39)	—
人事同意権有	—	—	—	—	33 (34)	100.0 (94.4*)	3 (2)	42.9 (66.7*)	—	—	—	—	—	—
人事同意権無	—	—	—	—	0 (2)	0.0 (5.6*)	4 (1)	57.1 (33.3*)	—	—	—	—	—	—
事務局「ない」(社)	49 (46)	98.0 (88.5)	49 (46)	98.0 (88.5)	17 (16)	34.0 (30.8)	43 (49)	86.0 (94.2)	50 (52)	100.0 (100.0)	50 (52)	100.0 (100.0)	30 (34)	60.0 (65.4)
回答社数	50 (52)		50 (52)		50 (52)		50 (52)		50 (52)		50 (52)		50 (52)	

注 *は事務局が「ある」会社における割合

- ・監査委員会については、専属スタッフがいる会社が66.0%を占めるが、ほかの委員会については、指名・報酬委員会共通のスタッフがいる会社は40.0%、三委員会共通のスタッフが14.0%あるのみで、専属のスタッフがいる会社はほとんどない。
- ・監査委員会の専属スタッフがいる会社では、全ての会社において、スタッフへの人事同意権を有している。

【独立企業】

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	指名委員会 専属スタッフ		報酬委員会 専属スタッフ		監査委員会 専属スタッフ		三委員会 共通スタッフ		監査・指名 委員会共通		監査・報酬 委員会共通		指名・報酬 委員会共通	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
事務局「ある」(社)	1 (4)	3.2 (13.3)	1 (4)	3.2 (13.3)	24 (25)	77.4 (83.3)	5 (2)	1.6 (6.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	14 (11)	45.2 (36.7)
平均人数(人)	2.00 (1.50)	—	1.00 (1.75)	—	3.17 (3.16)	—	1.80 (1.50)	—	0.00 (0.00)	—	0.00 (0.00)	—	3.07 (2.27)	—
人事同意権有	—	—	—	—	21 (23)	87.5 (92.0*)	2 (1)	40.0 (50.0*)	—	—	—	—	—	—
人事同意権無	—	—	—	—	3 (2)	12.5 (8.0*)	3 (1)	60.0 (50.0*)	—	—	—	—	—	—
事務局「ない」(社)	30 (26)	96.8 (86.7)	30 (26)	96.8 (86.7)	7 (5)	22.6 (16.7)	26 (28)	98.4 (93.3)	31 (30)	100.0 (100.0)	31 (30)	100.0 (100.0)	17 (19)	54.8 (63.3)
回答社数	31 (30)		31 (30)		31 (30)		31 (30)		31 (30)		31 (30)		31 (30)	

注 *は事務局が「ある」会社における割合

- ・監査委員会の専属スタッフがいる会社は約 8 割(77.4%)あり、うち監査委員会が専属スタッフへの人事同意権を有する会社はその 9 割を占める。
- ・指名・報酬委員会共通のスタッフがいる会社は昨年より 8.5 ポイント(3 社)増え、約 45%となった。

問 6 内部監査部門 (問 1 で「1. 直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して 2~8 期目を迎えた会社」を選択した会社のみ回答)

問 6-1 内部監査部門の人数

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 内部監査部門「ある」	43	(45)	86.0	(86.5)	31	(30)	100.0	(100.0)
平均人数(人)	19.28	(18.29)	—		17.71	(17.83)	—	
1-5 人	14	(18)	28.0	(34.6)	11	(13)	35.5	(43.3)
6-10 人	7	(10)	14.0	(19.2)	4	(4)	12.9	(13.3)
11-30 人	14	(8)	28.0	(15.4)	10	(6)	32.3	(20.0)
31 人以上	8	(9)	16.0	(17.3)	6	(7)	19.4	(23.3)
2. 内部監査部門「ない」	7	(7)	14.0	(13.5)	0	(0)	0.0	(0.0)
回答社数	50	(52)			31	(30)		

- ・全体で 86.0%とほとんどの会社で内部監査部門が設置され、特に独立企業では全ての会社において、内部監査部門が設置されている。また平均人数は、全体で 19.28 人、独立企業では 17.71 人となっている。

問 6-2 内部監査部門トップの役職

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体							
	回答数(社)		%		うち独立企業			
1. 取締役又は執行役	16	(16)	37.2	(35.6)	10	(10)	32.3	(33.3)
2. 部長職	21	(24)	48.8	(53.3)	17	(17)	54.8	(56.7)
3. その他	6	(5)	14.0	(11.1)	4	(3)	12.9	(10.0)
回答社数	43	(45)			31	(30)		

・前回同様「2. 部長職」の割合が最も多く、全体で 48.8%、独立企業では 54.8%となっている。

問 6-3 監査委員会による内部監査部門への人事同意権の有無

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体							
	回答数(社)		%		うち独立企業			
1. ある	6	(9)	14.0	(20.0)	5	(8)	16.1	(26.7)
2. ない	37	(36)	86.0	(80.0)	26	(22)	83.9	(73.3)
回答社数	43	(45)			31	(30)		

・内部監査部門への人事同意権が無い会社が多く、ある会社は、全体で 14.0%、独立企業で 16.1%と少なく、また前回調査と比較しても大幅に減少した(全体:6.0ポイント減少、独立:10.6ポイント減少)。

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問7 事業報告 (問1で「1.直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して2~8期目を迎えた会社」を選択した会社のみ回答)

問7-1 会計に関する知見の有無の記載(カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1.記載ある	19	(20)	63.3	(60.6)	15	(16)	68.2	(66.7)
1名(%)	14	(16)	46.7	(48.5)	10	(13)	45.5	(54.2)
2名(%)	5	(3)	16.7	(9.1)	5	(2)	22.7	(8.3)
3名以上(%)	0	(1)	0.0	(3.0)	0	(1)	0.0	(4.2)
2.記載なし	11	(13)	36.7	(39.4)	7	(8)	31.8	(33.3)
回答社数	30	(33)			22	(24)		

◎財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

	全体			
	回答数(人)		%	
1. 常勤社内監査委員 (人)	6		25.0	
2. 常勤社外監査委員 (人)	2		8.3	
3. 非常勤社内監査委員 (人)	0		0.0	
4. 非常勤社外監査委員 (人)	16		66.7	
合計人数	24			

◎常勤監査役についての財務・会計に関する知見の記載の有無

	全体(公開会社)			
	回答数(社)		%	
常勤監査委員について記載あり	8		18.4	
常勤社内・常勤社外ともに記載あり	0		0.0	
常勤社内のみ記載あり	6		15.8	
常勤社外のみ記載あり	2		5.3	
常勤監査委員について記載なし	23		60.5	
回答(社)	38			

- ・「1. 記載ある」が全体で63.3%、独立企業では68.2%を占めた。その内訳は「1名」が最も多く(全体で46.7%、独立企業では45.5%)、「2名」は全体:16.7%、独立:22.7%にとどまり「3名以上」はいなかった。
- ・知見者として記載された者の属性としては「4. 非常勤社外監査委員」が全体で66.7%、独立企業で75.0%と最も多くなっている。これは監査役設置会社とほぼ同じ傾向にある(「第11回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問4-2参照)。
- ・常勤監査委員について知見者としての記載があった会社は、全体で18.4%、独立企業で19.2%であった。

問 7-2 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の経歴（問 7-1 でいずれかに「1」以上とした会社のみ回答）

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. CFO 等、財務部門管掌の経験を有する (人)	6	25.0	4	20.0
2. 経理又は財務部門で相応の実務経験を有する (人)	4	16.7	3	15.0
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である(人)	11	45.8	11	55.0
4. 金融機関出身者で相応の経験を有する (人)	2	8.3	1	5.0
5. その他	1	4.2	1	5.0
回答社数(人)	24		20	

・全体、独立企業共に「3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である(人)」が最も多かった(全体:45.8%、独立:55.0%)。続いて「1. CFO 等、財務部門管掌の経験を有する (人)」が全体 25.0%、20.0%であった。監査役設置会社に比べて「1. CFO 等、財務部門管掌の経験を有する (人)」が多い。

問 8 内部統制システムに係る取締役会決議（問 1 で「1. 直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して 2～8 期目を迎えた会社」を選択した会社のみ回答）

問 8-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 見直しの決議を行った	21 (19)	42.0 (36.5)	11 (13)	35.5 (43.3)
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	12	24.0	6	19.4
3. 見直しの決議を行っていない	17 (33)	34.0 (63.5)	14 (17)	45.2 (56.7)
回答社数	50 (52)		31 (30)	

・見直しの決議の実施を含め、何らかの対応をした会社が全体で 66.0%、独立企業で 54.9%と半数を超えている。
 ・選択肢「2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」を追加したため「3. 見直しの決議を行っていない」が大幅に減ったものと思われる。

問 8-2 内部統制システムに係る取締役会決議を見直した項目（問 8-1 で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答）（複数回答可）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体			
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 (会社法施行規則112条1項1号)	6 (3)	28.6 (15.8)	5 (3)	45.5 (23.1)
2. 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項(会 社法施行規則112条1項2号)	4 (1)	19.0 (5.3)	4 (1)	36.4 (7.7)
3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監 査委員会への報告に関する体制(会社法施行規則112条1項3号)	3 (1)	14.3 (5.3)	3 (1)	27.3 (7.7)
4. 上記1～3のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確 保するための体制(会社法施行規則112条1項4号)	4 (2)	19.0 (10.5)	4 (2)	36.4 (15.4)
5. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた めの体制(会社法416条1項1号ホ)	5 (7)	23.8 (36.8)	4 (6)	36.4 (46.2)
6. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会 社法施行規則112条2項1号)	3 (1)	14.3 (5.3)	3 (1)	27.3 (7.7)
7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 112条2項2号)	14 (5)	66.7 (26.3)	6 (5)	54.5 (38.5)
8. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体 制(会社法施行規則112条2項3号)	3 (1)	14.3 (5.3)	3 (1)	27.3 (7.7)
9. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた めの体制(会社法施行規則112条2項4号)	11 (3)	52.4 (15.8)	3 (3)	27.3 (23.1)
10. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団に おける業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則112条2項 5号)	11 (2)	52.4 (10.5)	3 (2)	27.3 (15.4)
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	3 (5)	14.3 (26.3)	3 (3)	27.3 (23.1)
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	2 (4)	9.5 (21.1)	2 (4)	18.2 (30.8)
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
14. その他	2 (7)	9.5 (36.8)	2 (4)	18.2 (30.8)
回答社数	21(19)		11 (13)	

- ・「7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」が全体で 66.7%、独立企業で 54.5%と最も多くなっている。
- ・全体においては、次に「9. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」および「10. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」がともに 52.4%となっている。
- ・独立企業においては、次に「1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」が 45.5%となっている。
- ・選択肢「1」～「4」の監査の実効性向上に関する項目が増加した。

問9 監査報告の作成（問1で「1.直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して2~8期目を迎えた会社」を選択した会社のみ回答）

問9-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1回	21	42.0	9	29.0
2. 2回	15	30.0	11	35.5
3. 3回以上	14	28.0	11	35.5
回答社数	50		31	

・2回以上の審議を行っている会社は、全体で58.0%、独立企業では71.0%と7割以上を占めている。独立企業では約3分の1の会社で3回以上の審議を行っている。

問9-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整（複数回答可）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外監査委員を含め、すべての監査委員で調整を行った	46	92.0	28	90.3
2. 一部の監査委員のみで調整を行った	4	8.0	4	12.9
3. 事前の調整は行っていない	2	4.0	1	3.2
4. その他	0	0.0	0	0.0
回答社数	50		31	

・「1. 社外監査委員を含め、すべての監査委員で調整を行った」が約9割（全体：92.0%、独立企業87.5%）を占めている。

問9-3 監査報告書の監査委員の個別意見の付記等

（カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	0 (2)	0.0 (3.8)	0 (1)	0.0 (3.3)
2. なかった	50 (50)	100.0 (96.2)	31 (29)	100.0 (96.7)
回答社数	50 (52)		31 (30)	

・全ての会社で個別意見の付記はなかった。

問 10 決算短信（問 1 で「1. 直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して 2～8 期目を迎えた会社」を選択した会社のみ回答）

問 10-1 決算短信作成の有無

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 作成会社である	33 (35)	66.0 (67.3)	25 (25)	80.6 (87.0)
2. 作成会社ではない	17 (17)	34.0 (32.7)	6 (5)	19.4 (13.0)
回答社数	50 (52)		31 (30)	

問 10-2 決算短信の取締役会付議状況（問 10-1 で「1. 作成会社である」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 決議事項として付議されている	16 (22)	48.5 (62.9)	12 (15)	48.0 (60.0)
2. 報告事項として付議されている	13 (9)	39.4 (25.7)	10 (6)	40.0 (24.0)
3. 付議されていない	4 (4)	12.1 (11.4)	3 (4)	12.0 (16.0)
回答社数	33 (35)		25 (25)	

- ・「1. 決議事項として付議」（全体:48.5%、独立:48.0%）と「2. 報告事項として付議」（全体:39.4%、独立:40.0%）を合わせると、全体で 87.9%、独立企業で 88.0%となり、何らかの形で取締役会において付議している会社が多数を占めている。
- ・決議事項としていた会社が減り（全体:14.4 ポイント減、独立:12.0 ポイント減）、報告事項とする会社が増加（全体:13.7 ポイント増、独立:16.0 ポイント増）している。

問 10-3 監査委員会の決算短信の監査（問 10-1 で「1. 作成会社である」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査している	16 (22)	48.5 (62.9)	13 (15)	52.0 (60.0)
2. 監査していない	17 (13)	51.5 (37.1)	12 (10)	48.0 (40.0)
回答社数	33 (35)		25 (25)	

- ・「1. 監査している」が減り、監査していないが増えた。全体で 48.5%、独立企業で 52.0%と半数近くになっているが、前回調査と比較すると、全体で 14.4 ポイント減少、独立企業では 8.0 ポイント減少している。
- ・監査役設置会社版によると、監査役設置会社では 7 割以上の会社で監査を実施している。

問 10-4 決算短信の監査内容 (問 10-3 で「1. 監査している」を選択した会社のみ回答)
(複数回答可)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	7 (7)	43.8 (31.8)	7 (5)	53.8 (33.3)
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	10 (10)	62.5 (45.5)	8 (7)	61.5 (46.7)
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	7 (12)	43.8 (54.5)	5 (6)	38.5 (40.0)
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	9 (9)	56.3 (40.9)	7 (5)	53.8 (33.3)
回答社数	16 (22)		13 (15)	

・「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が全体で 62.5%、独立企業では 61.5%と最も多くなっている。

問 11 有価証券報告書 (問 1 で「1. 直近に終了した株主総会で委員会設置会社へ移行して 2~8 期目を迎えた会社」を選択した会社のみ回答)

問 11-1 有価証券報告書作成の有無

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 作成会社である	32 (34)	64.0 (65.4)	23 (24)	74.2 (80.0)
2. 作成会社ではない	18 (18)	36.0 (34.6)	8 (6)	25.8 (20.0)
回答社数	50 (52)		31 (30)	

問 11-2 有価証券報告書の取締役会付議状況 (問 11-1 で「1. 作成会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 決議事項として付議されている	5 (4)	15.6 (11.8)	3 (2)	13.0 (8.3)
2. 報告事項として付議されている	7 (9)	21.9 (26.5)	5 (7)	21.7 (29.2)
3. 付議していない	20 (21)	62.5 (61.8)	15 (15)	65.2 (62.5)
回答社数	32 (34)		23 (24)	

- ・「3. 付議していない」が全体で 62.5%、独立企業で 65.2%と最も多い。
- ・決算短信は取締役会に付議するが、有価証券報告書は付議しない傾向にあると言える(問 10-2 参照)。
- ・監査役設置会社においては「1. 決議事項として付議されている」が最も多く 48.8%、「2. 報告事項として付議されている」は 19.7%であった。

問 11-3 有価証券報告書の監査 (問 11-1 で「1. 作成会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 監査している	21	(20)	65.6	(58.8)	16	(17)	69.6	(70.8)
2. 監査していない	11	(14)	34.4	(41.2)	7	(7)	30.4	(29.2)
回答社数	32	(34)			23	(24)		

・「1. 監査している」が全体で 65.6%、独立企業で 69.6%となっている。決算短信の場合(全体で 48.5%、独立企業で 52.0%)と比較すると、監査実施率は高くなっている。(問 10-3 参照)

問 11-4 有価証券報告書の監査内容 (問 11-3 で「1. 監査している」を選択した会社のみ回答)

(複数回答可)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	9	(8)	42.9	(40.0)	8	(8)	50.0	(47.1)
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	11	(9)	52.4	(45.0)	9	(7)	56.3	(41.2)
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	14	(8)	66.7	(40.0)	10	(8)	62.5	(47.1)
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	15	(11)	71.4	(55.0)	13	(10)	81.3	(58.8)
回答社数	21	(20)			16	(17)		

・「4. 非財務情報を監査した」が最も多く、全体で 71.4%、独立企業では 81.3%となっている。次に「3. 財務情報を監査した」が続き、全体で 66.7%、独立企業で 62.5%となっている。

問 12 定時株主総会における監査委員会に関連した質問等

問 12-1 株主総会における監査委員会に関連した質問の有無

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. あった	2	(1)	3.9	(1.8)	2	(1)	6.2	(3.0)
2. なかった	49	(54)	96.1	(98.2)	30	(32)	93.8	(97.0)
回答社数	51	(55)			32	(33)		

・質問があった会社は 2 社であった。

問 12-2 株主総会における監査委員会に関連した質問内容

(問 12-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答) (複数回答可)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(社)		%		回答数(社)		%	
1. 重点監査項目について	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
2. 実査・往査について	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
4. 監査体制について	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
5. 経営者と監査委員会との意思疎通の状況について	0		0.0		0		0.0	
6. 取締役会への出席について	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
7. 会計監査人の監査結果について	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
8. 会計監査人の独立性について	0		0.0		0		0.0	
9. 会計監査人との連携について	0		0.0		0		0.0	
10. 監査委員会の運営・議題について	0	(1)	0.0	(100.0)	0	(1)	0.0	(100.0)
11. 社外監査委員の独立性について	0		0.0		0		0.0	
12. 社外監査委員の役割や意思疎通の状況等について	0		0.0		0		0.0	
13. 監査委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
14. 補欠役員の選任について	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
15. 監査委員会の監査結果について	1	(0)	50.0	(0.0)	1	(0)	50.0	(0.0)
16. 監査委員の財務・会計に関する知見について	0		0.0		0		0.0	
17. 役員報酬について	0		0.0		0		0.0	
18. 監査委員会監査報告の記載内容について	1		50.0		1		50.0	
19. その他	2	(0)	100.0	(0.0)	2	(0)	100.0	(0.0)
回答社数	2	(1)			2	(1)		

- ・その他以外では「15. 監査委員会の監査結果について」、「18. 監査委員会監査報告の記載内容について」質問があった。

問 12-3 株主総会における監査委員会に関連した質問への回答

(問 12-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業	
	回答数(社)	%		回答数(社)	%	
1. 監査委員が回答した	0 (1)	0.0	(100.0)	0 (1)	0.0	(100.0)
2. 監査委員は回答しなかった	2 (0)	100.0	(0.0)	2 (0)	100.0	(0.0)
回答社数	2 (1)			2 (1)		

- ・ 質問があったすべての会社で監査委員は回答しなかった。

Ⅲ 監査委員会の日常監査について

監査委員会の日常的な監査活動についてご回答ください。

問 13 取締役会における監査委員の発言状況等

問 13-1 取締役会における監査委員の発言状況（複数回答可）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 議長からの求めに応じて発言している	16	31.4	6	18.8
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	50	98.0	31	96.9
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	1	2.0	1	3.1
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	0	0.0	0	0.0
5. その他	13	25.5	3	9.4
回答社数	51		32	

- ・ほぼすべての会社（98.0%）で「2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっている。

問 13-2 取締役会における監査委員の発言の内容（複数回答可）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 法令・定款への遵守性	47	92.2	28	87.5
2. 経営判断原則の履行の充分性	22	43.1	17	53.1
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	49	96.1	30	93.8
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	7	13.7	3	9.4
5. 同業他社における対応、それとの差異	10	19.6	8	25.0
6. 業務執行の当・不当を質す観点	21	41.2	16	50.0
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	34	66.7	18	56.3
8. 経営上のリスクテイクを促す観点	17	33.3	11	34.4
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	33	64.7	17	53.1
10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	23	45.1	8	25.0
11. その他	14	27.5	3	9.4
回答社数	51		32	

- ・「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度（リスク管理の視点）」が全体で96.1%、独立企業で93.8%と9割以上となっており、また「1. 法令・定款への遵守性」も全体で92.2%、独立企業で87.5%と、9割前後となっている。
- ・次に、「7. 予算・収益計画の進捗を質す観点」が全体で66.7%、独立企業で56.3%となっている。監査役設置会社では全体で40.5%であり、これと比較して約26ポイント多い。
- ・「2. 経営判断原則の履行の充分性」は、委員会設置会社では全体で43.1%であるが、監査役設置会社では60.2%とより多くなっている。
- ・「9. 株主に与える影響、株主利益の視点」が全体で64.7%、独立企業で53.1%、また「10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」が全体で45.1%、独立企業で25.0%となっており、監査役設置会社の場合と比較して高い割合となっている（監査役設置会社版問10-2参照。9は全体で34.9%、上場企業でも46.0%、10は全体で19.6%、上場企業でも24.2%）。

問 13-3 将来会社に重大な問題に発展するおそれのある個別事象に対する監査委員の対応
(複数回答可)

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	28	54.9	15	46.9
2. 関係する取締役から事情を聞いた	16	31.4	13	40.6
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	12	23.5	9	28.1
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	6	11.8	5	15.6
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	8	15.7	6	18.8
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	2	3.9	2	6.3
7. その他	13	25.5	3	9.4
8. そのような局面に遭遇することはなかった	21	41.2	15	46.9
回答社数	51		32	

- ・「1. 当該事象に関する情報の収集に努めた」が全体で 54.9%、独立企業で 46.9%、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が全体で 31.4%。独立企業で 40.6%あった。他方、「6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった」は全体で 3.9%、独立企業で 6.3%と少数にとどまり、問題となる事象が発生した際には何かしらの対応をしていることがうかがえる。

問 14 会計監査人の報酬同意又は選任議案の決定プロセスについて

問 14-1 担当執行役等からの情報提供

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	49	96.1	30	93.8
2. なかった	2	3.9	2	6.2
回答社数	51		32	

- ・全体では 96.1%、独立企業でも 93.8%と 9 割以上の会社において、担当執行役等からの情報提供があった。

問 14-2 担当執行役等からの情報提供の時期（問 14-1 で、「1. あった」を選択した会社のみ回答）
（複数回答可）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	4	8.2	3	10.0
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	9	18.4	7	23.3
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	14	28.6	10	33.3
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	30	61.2	13	43.3
回答社数	49		30	

- ・「4. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が全体で 61.2%、独立企業で 43.3%と最も多かった。
- ・他方、「1. 報酬原案（当初案）が作成される前の段階」は全ての会社で 1 割程度（全体：8.2%、独立：10.0%）となっており、少数にとどまっている。

◎担当執行役等からの「最初の」情報提供の時期

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する
監査役等の関与に関するインターネット・アンケート結果）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	4 (284)	8.2 (12.0)	3 (—)	10.0 (—)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	8 (650)	16.3 (27.5)	6 (—)	20.0 (—)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	12 (605)	24.5 (25.6)	9 (—)	30.0 (—)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	25 (822)	51.0 (34.8)	12 (—)	40.0 (—)
回答社数	49 (2,361)		30 (—)	

- ・担当執行役等からの「最初の」情報提供の時期については、「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多い(全体 51.0%、独立 40.0%)。
- ・監査委員が担当執行役等からの情報提供を受ける時期についても、選択肢「4」が最も多いが約 3 割であり、監査役の方が監査委員よりも早期に情報提供を受けているようだ(「第 11 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 11-3 参照)。

問 14-3 会計監査人からの情報提供

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	26	51.0	18	56.3
2. なかった	25	49.0	14	43.8
回答社数	51		32	

- ・会計監査人からの情報提供が「1. あった」のは過半数を占める（全体：51.0%、独立企業：56.3%）ものの、担当執行役等からの情報提供の場合と比較して大幅に少なくなっている（問 14-1 参照）。

問 14-4 会計監査人からの情報提供の時期（問 14-3 で、「1. あった」を選択した会社のみ回答） （複数回答可）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	4	15.4	3	16.6
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	5	19.2	3	16.6
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	11	42.3	7	38.8
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	12	46.2	9	50.0
回答社数	26		18	

- ・「4. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が全体で 46.2%、独立企業では 50.0%と最も多かった。
- ・「1. 報酬原案（当初案）が作成される前の段階」は 15%程度にとどまっている（問 14-2 参照）。

◎会計監査人からの「最初の」情報提供の時期

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する

監査役等の関与に関するインターネット・アンケート結果)

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	4 (185)	15.4 (13.9)	3 (—)	16.7 (—)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	4 (381)	15.4 (28.6)	2 (—)	11.1 (—)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	9 (355)	34.6 (26.7)	6 (—)	33.3 (—)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	9 (409)	34.6 (30.8)	7 (—)	38.9 (—)
回答社数	26 (1,330)		18 (—)	

- ・会計監査人からの「最初の」情報提供の時期については、全体では、選択肢「3」と「4」が同数で約3分の1(34.6%)を占め、独立企業では、選択肢「4」が約4割(38.9%)を占め、続いて「3」が約3分の1(33.3%)を占める。
- ・担当執行役等からの「最初の」情報提供の時期に比べると、若干早期ではあるものの、会計監査人からの情報提供の時期についても遅めの受領となっており、監査委員の会計監査人の報酬同意に関するより積極的な関与が望まれる。
- ・会計監査人からの情報提供に関しても、担当執行役等からの情報提供と同様に、監査役の方が監査委員より早めの情報提供を受けている(「第11回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問11-5参照)。

問14-5 監査委員会による執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分把握していた	13	25.5	12	37.5
2. ある程度把握していた	34	66.7	16	50.0
3. 把握は不十分であった	3	5.9	3	9.4
4. 全く把握していなかった	1	2.0	1	3.1
回答社数	51		32	

- ・「1. 十分把握していた」(25.5%)、「2. ある程度把握していた」(66.7%)を合わせると全体で9割程度(92.2%)となり、程度の差はあるが監査委員会は執行部門と会計監査人の折衝状況を把握していたことがうかがえる。

問 14-6 会計監査人の報酬額を取締役会付議状況

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 決議事項として付議されている	2	3.9	2	6.3
2. 報告事項として付議されている	13	25.5	9	28.1
3. 付議されていない	36	70.6	21	65.6
回答社数	51		32	

- ・委員会設置会社においては「3. 付議されていない」が全体で7割（70.6%）であり、「2. 報告事項として付議されている」は全体で3割未満（25.5%）にとどまった。また、「1. 決議事項として付議されている」は2社のみであった。
- ・監査役設置会社においては、付議されていない会社が最も多いものの、「2. 報告事項として付議されている」より「1. 決議事項として付議されている」の方が多い。（問 11-7）

問 15 財務報告内部統制報告制度への対応

問 15-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 提出会社である	30	58.8	22	68.8
2. 提出会社ではない	21	41.2	10	31.3
回答社数	51		32	

問 15-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携

(問 15-1 で「1. 提出会社である」を選択した会社のみ回答)(複数回答可)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	29	96.7	22	100.0
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した	5	16.7	4	18.2
3. 四半期に1回以上、四半期決算報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	27	90.0	20	90.9
4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	22	73.3	17	77.3
5. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	7	23.3	7	31.8
6. 監査委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に監査役が立ち会った場合を含む)	15	50.0	10	45.5
回答社数	30		22	

- ・「1. 監査人の監査計画について報告・説明を受けた」が全体で96.7%、独立企業では100.0%で最も多かった。次に、「3. 四半期に1回以上、四半期決算報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた」が全体で90.0%、独立企業で90.9%、「4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した」が全体で73.3%、独立企業77.3%と続いている。
- ・「4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)」（全体：73.3%、独立：77.3%）と、「5. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)」（全体23.3%、独立：31.8%）を比較すると書面での受領が圧倒的に多い。
- ・全体で半数(50.0%)の会社で「6. 監査委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に監査役が立ち会った場合を含む)」を選択している。

問 16 監査委員会への報告体制について

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 体制の構築も運用も十分になされている	45	88.2	27	84.4
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	5	9.8	4	12.5
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	1	2.0	1	3.1
回答社数	51		32	

- ・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が全体、独立企業とも9割近くを占めている。
- ・監査役設置会社では「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が4割を占めたが委員会設置会社ではほぼすべてで「1. 体制の構築も運用も十分になされている」であった。

問 17 監査委員の報酬（複数回答可）

問 17-1 監査委員の報酬等の制度

（カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	8 (8)	15.7 (18.2)	5 (5)	15.6 (15.6)
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	31 (36)	60.8 (81.2)	24 (26)	75.0 (81.3)
3. 賞与の支給制度	14 (15)	27.5 (34.1)	9 (6)	28.1 (18.8)
4. 退職慰労金の支給制度	6 (8)	11.8 (18.2)	5 (6)	15.6 (18.8)
5. ストック・オプションの支給制度	10 (14)	19.6 (31.8)	10 (11)	31.3 (34.4)
回答社数	51 (44)		32 (32)	

- ・独立企業では「3. 賞与の支給制度」がある会社が28.1%と9.3ポイント増加している。

問 17-2 監査委員への賞与の支給（問 17-1 で「3. 賞与の支給制度」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果）

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査委員への賞与の支給があった	12 (8)	85.7 (53.3)	8 (3)	88.9 (50.0)
2. 監査委員への賞与の支給はなかった	2 (7)	14.3 (46.7)	1 (3)	11.1 (50.0)
回答社数	14 (15)		9 (6)	

- ・「1. 監査委員への賞与の支給があった」のは全体で85.7%、独立企業で88.9%であった。

問 17-3 監査委員の年額報酬額

(社内常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(人)		%		回答数(人)		%	
1. ～200 万円未満	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
2. 200 万円～500 万円未満	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
3. 500 万円～1,000 万円未満	1	(1)	5.0	(4.3)	1	(1)	6.3	(6.3)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満	2	(3)	10.0	(13.0)	1	(1)	6.3	(6.3)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満	4	(5)	20.0	(21.7)	4	(3)	25.0	(18.8)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満	7	(10)	35.0	(43.5)	4	(9)	25.0	(56.3)
7. 3,000 万円以上	6	(4)	30.0	(17.4)	6	(2)	37.5	(12.5)
合計 (人)	20	(23)			16	(16)		

(社外常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(人)		%		回答数(人)		%	
1. ～200 万円未満	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
2. 200 万円～500 万円未満	0	(4)	0.0	(33.3)	0	(2)	0.0	(28.6)
3. 500 万円～1,000 万円未満	1	(4)	14.3	(33.3)	1	(3)	14.3	(42.9)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満	1	(0)	14.3	(0.0)	1	(0)	14.3	(0.0)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満	1	(2)	14.3	(16.7)	1	(1)	14.3	(14.3)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満	4	(2)	57.1	(16.7)	4	(1)	57.1	(14.3)
7. 3,000 万円以上	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
合計 (人)	7	(12)			7	(7)		

(社内非常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体				うち独立企業			
	回答数(人)		%		回答数(人)		%	
1. ～200 万円未満	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
2. 200 万円～500 万円未満	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
3. 500 万円～1,000 万円未満	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満	0	(1)	0.0	(100.0)	0	(1)	0.0	(100.0)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
7. 3,000 万円以上	0	(0)	0.0	(0.0)	0	(0)	0.0	(0.0)
合計 (人)	0	(1)			0	(1)		

(社外非常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(人)	%	回答数(人)	%
1. ～200 万円未満	3 (6)	3.9 (10.0)	2 (6)	3.1 (12.5)
2. 200 万円～500 万円未満	17 (7)	22.4 (11.7)	16 (4)	24.6 (8.3)
3. 500 万円～1,000 万円未満	36 (27)	47.4 (45.0)	28 (22)	43.1 (45.8)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満	13 (15)	17.1 (25.0)	12 (13)	18.5 (27.1)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満	3 (3)	3.9 (5.0)	3 (3)	4.6 (6.3)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満	4 (2)	5.3 (3.3)	4 (0)	6.2 (0.0)
7. 3,000 万円以上	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
合計 (人)	76 (60)		65 (48)	

問 17-4 三委員会の委員の手当

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 委員会の委員には、三委員会同額の手当が支給されている	5 (5)	9.8 (9.1)	4 (5)	12.5 (15.2)
2. 三委員会それぞれに手当があるが、監査委員には他の委員より多額の手当が支給されている	4 (5)	7.8 (9.1)	4 (5)	12.5 (15.2)
3. 監査委員のみに手当が支給されている	2 (2)	3.9 (3.6)	2 (2)	6.3 (6.1)
4. どの委員会の委員にも手当は支給されていない	25 (30)	49.0 (54.5)	18 (18)	56.3 (54.5)
5. その他	15 (13)	29.4 (23.6)	4 (3)	12.5 (9.1)
回答社数	51 (55)		32 (33)	

・「4. どの委員会の委員にも手当は支給されていない」が約半数（全体：49.0%、独立：56.3%）を占めた。